

公契約条例とは？

No.3

公共工事の受注者は労働者に地方自治体が指定した賃金を確保させることを規定している。指定される賃金は国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されている。

2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。

☆安い受注金額だと、労働者の賃金が安くなってしまう。

国分寺市も検討中？
(公共調達条例)

国分寺市では、06春闘の要求に対し、市当局から「公契約条例を2006年度早い時期に検討する。検討に当たっては、庁内に検討委員会を設置し、市職労代表を検討委員とする」旨の回答をしました。

また、当局からの回答では、価格のみならず、**社会的・普遍的価値を基準とする評価項目**を設定するよう務めるとした上で、障害者雇用・男女共同参画・子育て支援・環境配慮・労働関係法の遵守・適正な賃金水準などを検討項目としています。2010年12月に、議会に提案する方向でしたが、実際には**されませんでした**。2011年9月6日の議会での市役所の答弁では、12月に提案するとしております。

アウトソーシング基本方針と
バッティングする

ポイント

公共調達条例ができると、安い賃金で労働者を働かせることができなくなり、コスト削減にならない。

保育園でいえば

民営化するメリットがなくなる！